

## 質問に対する回答

### 工事名) 関越自動車道 所沢管内遮音壁補修工事

番号	質問箇所	質問事項	質問回答
1	6-1「見積活用方式の概要および留意事項」	「NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定を行う」と記載がありますが、ここで言う「最終参考見積書」とは入札参加者のうち、最も安価な「最終参考見積書」を設計単価として採用するということでしょうか。 また、「最終参考見積書」を提出したが、入札に参加しない場合の「最終参考見積書」は除外されるのでしょうか。ご教示願います。	別途回答予定
2	「NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書」	入札者全社に対して公表されないものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	その通りお考え下さい。
3	共通仮設費率および現場管理費率の施工地域区分	設計金額を算出する際、共通仮設費率および現場管理費率の施工地域区分を教授ください。	特記仕様書に記載しておりますので、そちらをご確認ください。
4	現場環境改善費の率計上	今回工事の設計金額に現場環境改善費の率計上は含まれておりますでしょうか。	特記仕様書の補足事項に記載のとおり追加事項としています。

5	最終参考見積書	<p>「最終参考見積書」は、令和5年度4月の単価ファイルを使用していますが、入札時期が6月であることから、入札書を提出するまでの間に状況により材料費が高騰した場合、提出期限（5月23日）までに訂正参考見積書を再提出することは可能でしょうか。</p>	<p>提出期限（5月23日）までであれば再提出可能です。</p>
6	特記仕様書 8-1	<p>特記仕様書 8-1 に記載されている他工事と輻輳しての同時作業（規制）は可能でしょうか。</p> <p>また、工事工程表（概算工程表）は他工事を考慮した施工順序としているのでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 8-1 に記載されている他工事と輻輳しての同時作業（規制）は可能でしょうか。</p> <p>⇒他工事と規制調整を行い問題がなければ可能となります。</p> <p>また、工事工程表（概算工程表）は他工事を考慮した施工順序としているのでしょうか。</p> <p>⇒概略工程表は参考ですので、施工時期を限定するものではありません。</p>
7	準備工を早期着手し、前倒した場合	<p>6月から9月までは余裕期間、10月から準備工となっておりますが、準備工を早期着手し、前倒した場合は他工事と輻輳し、影響があるのでしょうか。</p> <p>また、工事工程表（概算工程表）は規制調整を年間計画したものであり、施工順序を変えてはいけないものなのでしょうか。</p>	<p>概略工程表は参考ですので、施工時期を限定するものではありません。</p>